

浪江町農業委員会総会議事録
(令和8年1月定例会)

1 開催日時 令和8年1月20日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(欠)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(14人) 欠席委員(5人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(出)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当		()
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苅野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(欠)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(欠)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)	津島地区担当	菅野 一利	(欠)

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定) 取り下げ	
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長

それでは、只今より1月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。(議案第1号1番審議後、笠井推進委員出席)

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり7番高野委員および9番川島委員をお願いいたします。

議案の審議に入る前に、議案第3号1番及び2番 について、申請人から取り下げの申し出があったため、本議案は取り下げいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

まず初めに事務局より、議案の差替について説明をお願いいたします。

事務局

説明いたします。

議案第3号3番につきまして、当初「使用貸借権」設定での取り扱いとしておりましたが、その後の聴き取りにより、「賃借権」設定であることが判明したため、議案第4号として上程いたします。確認が不足しておりました、大変申し訳ありませんでした。
説明は以上です。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

こちらについて、質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは、議案第1号1番 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(○○委員退席)

再開いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号1番 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
議案書の2ページをご覧ください。(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高野推進委員 苅野地区担当の高野です。
申請地は、山麓線より西に入った畑3筆です。所有が4名の共有となっています。1月12日譲渡人〇〇さんに聞き取りを行いました。譲渡人は、東京都に居住していて、自分の父親が相続した農地で、どこにあるのかも分からない状況です。そのため、父親の実家を管理している譲受人〇〇さんに無償で譲渡することにしたそうです。1月12日譲受人に聞き取りを行いました。震災後、三春町に居住していますが、実家の管理と農地の草刈り等を行ってきました。今後は、申請地も合わせて野菜を作って管理していきたいそうです。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第1号1番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、
議案第1号2番 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

今野推進委員 津島担当の今野です。
1月16日譲渡人〇〇さんに電話で聞き取りを行いました。譲渡人は、最近になって祖母名義の土地が津島にあったことを知ったそうです。申請地の面積が小さいこと、その申請地が譲受人〇〇さんの土地に隣接していること、譲受人とは親戚であることから、譲受人に譲渡を相談したところ、了解が得られたそうです。
譲受人への聞き取りは、電話がつながらずできませんでした。
以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

武藤委員 はい。(挙手)

議長 11番 武藤委員。

武藤委員 譲受人に連絡が取れていないのに、どうでしょうか。連絡が取れない理由があるのでしょうか。

議長 手続き上問題があるのか事務局に補足説明を求めます。

事務局 申請書上は両名からの記名押印があり、譲り受ける意思があると判断できますので、問題はありません。取得後の営農についても記載されています。電話がつながらなかったことについては、仕方がないのかと考えます。

武藤委員 はい。(挙手)

議長 11番 武藤委員。

武藤委員 過去に本人の承諾なしに、他人が勝手に押印して書類を提出した実例があって、本人の確認が取れないところで安易に採決を採ってよいのかと考えます。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 1番 鈴木委員。

鈴木委員 贈与の当事者である譲受人の意思表示が電話で確認できていない。譲受人側の意思確認が取れない事由が、採決が採れない要因になるのか確認を取りたいと思います。

柴野委員 はい。(挙手)

議長 10番 柴野委員。

柴野委員 もう一度連絡を取って、はっきりさせてもらった方がよいのではないのでしょうか。双方の確認が取れた状態がよいと思います。

加藤委員 はい。(挙手)

議長 8番 加藤委員。

加藤委員 いろいろな事情で推進委員が確認を取れないこともあると思うので、そのときの対応を事務局に確認したいと思います。

議長 この申請書に本人確認ができる書類の添付があるのかお聞きしたいと思います。

事務局 添付書類で住民票の写しを求める場合は、登記簿の氏名・住所が申請書と異なる場合、譲受人が町外在住の場合は求めています。それ以外は求めておりません。印鑑登録証明については特段求めておりません。

議長 推進委員から確認が取れなかった場合に、事務局の方から追加で確認すべきものだったのではないのでしょうか。事務局いかがですか。

事務局 聞き取りができたかどうかの確認が漏れていたこと、大変申し訳ありません。今後定例会前に確認するように改善させていただきます。本議案については、譲渡人から譲受人へ連絡をつないでいただくことも可能かと思えます。

議長 このまま採決を採るか、もう一度確認を取るために継続審議とするかご意見をいただきたいと思います。

小澤委員 はい。(挙手)

議長 6番 小澤委員。

小澤委員 休議をお願いします。

議長 暫時休議いたします。
(聞き取りによる本人の意思確認は、法的に定められているのか、努力義務なのかを含め手続きについて)

再開いたします。
異議が生じたので、事務局で精査していただきます。継続審議とさせていただきます。

異議ございますか。

(異議無し)

本案件は、継続審議といたします。

つづきまして、

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 22 ページ 読み上げ)

本件は、株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備の設置にかかる申請です。

申請地の位置は、議案書の 30 ページ、31 ページをご覧ください。

農地法第7版の 26 ページ 27 ページをご覧ください。

農地の種類は、周辺を水路や雑種地に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地に該当します。

第2種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業目的が達成できない場合に許可できるものとなっております。

議案書の 33 ページをご覧ください。他の土地と比較し、当該地しか適当な土地がないことの検討がなされておりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

当該地は、地域計画の対象地番に該当しておりませんので、地域計画の達成に支障はありません。

議案書の 35 ページをご覧ください。こちらが土地利用計画図となっております。

議案書の 37 ページをご覧ください。申請地が土地改良区の地区内にあるため、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類につきましては、議案書の 38 ページから 45 ページが発電出力、パネルの大きさ等が分かる書類、50 ページから 52 ページが土地売買契約書、53 ページが確約書、54 ページから 57 ページが調整状況報告書となっております。

議案書の 26 ページをご覧ください。被設定人が過去に転用許可を受けた未着手の2案件について、記載されております。

未着手の理由は、レイアウトやパワコンの出力変更などを行うためとのことであり、次月の2月定例会での事業計画変更申請を予定しており、許可後速やかに着工するとのことです。

【追加資料②】の1ページ、2ページをご覧ください。現地調査にて、進入路の確保が出来ていないことについて委員より指摘があったことについて、隣地地権者との「通行に関する覚書」が提出されております。

【追加資料②】の3ページから5ページをご覧ください。こちらも

現地調査にて委員より指摘があったもので、調整状況報告書において言及されている「当社管理規定」が提出されております。

【追加資料②】の6ページから10ページをご覧ください。こちらも現地調査にて委員より指摘があったもので、過去に許可を受けた転用事業について、設備設置のレイアウトが申請内容と異なっていたため、是正を求めたものです。

19日に事務局にて現地確認を行い、追加資料のとおり是正されていることを確認しております。

なお、本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

また、現地写真については、【追加資料①】の1ページをご覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

吉田推進委員 苅野地区担当の吉田です。
1月16日譲渡人〇〇さんに電話で確認を取りました。以前の申請で設置された太陽光発電設備が、本申請地の南側に設置されています。耕作予定はなく農地の借り手も見つからないため、太陽光発電事業に賛同したそうです。

1月16日譲受人株式会社〇〇〇の担当〇〇さんに電話で確認を取りました。土地の選定条件を満たしていて隣接地への影響が少ないので、農地ではありますが譲受人に賛同していただいたことから申請にいたったそうです。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員より説明をお願いします。

加藤委員 現地調査をしまして、入口が狭いままで前回の申請から変更されておらず、本申請地とその奥の〇〇さんの農地に通じる作業道が確保されるのか指摘がありました。
通行に関する文書が事務局に提出されていれば、申請地で作業できるので承認してもよいかと思いました。
審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第2号に賛成の委員の挙手を求めます。
賛成多数と認めます。よって議案第2号に原案のとおり承認を与え

ます。

つづきまして、
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議
の件 貸借権設定 について、事務局の説明を求めます。

事務局

まず初めに、会の冒頭でもご説明したとおり、差替資料について、
ご説明いたします。
議案書の91ページをご覧ください。下段の「4 権利の種類」につい
て、「使用貸借権」を「貸借権」に修正しております。
確認が不足しており、大変申し訳ありません。

それでは、説明いたします。(議案書87ページ読み上げ)

本案件は、浪江競走馬育成施設事業工事における事務所、駐車場及
び資材置場のため、農地を一時転用するものです。
申請地の位置は、議案書の96ページ、97ページをご覧ください。
農地法第7版の26ページ、27ページをご覧ください。
農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。
農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3年
以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外に該当するた
め、立地基準は問題ありません。
議案書の91ページをご覧ください。転用の期間について、中段に記
載のとおり、許可日から26か月間の計画となっております。
一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと
考えられます。
一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域
計画の達成に支障ありません。
議案書の99ページをご覧ください。事務所、駐車場及び作業場とし
て利用する計画となっております。
議案書の101ページ、102ページをご覧ください。道路法における
道路占有許可書が提出されております。
現地写真につきましては、【追加資料①】の4ページ、5ページをご
覧ください。
本案件は、3,000㎡を超える事案ですので、当委員会の採決後、福
島県農業会議常設審議委員会に諮り、常設審議委員会の意見を付し
て県に進達いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

遠藤推進委員

大堀地区担当の遠藤です。
1月15日譲渡人〇〇さんと電話で連絡を取りました。建設現場の近
くに事務所を作る場所を探していると聞いていて、事業内容は知っ

ていたので応じましたということでした。

1月14日同じく譲渡人〇〇さんに電話をしました。競走馬育成施設用地の地権者にもなっていますが、事務所用地が必要だと聞きましてので応じました。

譲受人株式会社〇〇〇の部長〇〇さんに現地調査の際に質問しました。申請にいたった理由は、現在使っている事務所が電気や水道もなく不便を感じていた、手狭になって増設を検討していたところ、工事現場のすぐ目の前の土地で管理しやすく、南側の申請地がよいと決めたということです。

周辺農地への影響については、南側は山林、東側は畑ですが、休耕中で影響がないと考えます。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6番 小澤です。

1月14日現地確認を行いました。詳細は、遠藤推進委員が説明した通りであり、議案書の通りです。特に問題なく感じてまいりました。一時転用で、終わった後で元に戻すことを約束していますので、問題ないと考えています。審議の方よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第4号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第4号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和8年1月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時15分

議 長

議事録署名人 (7番)

議事録署名人 (9番)